

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強い村づくり

第1 基本方針

本村は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い村づくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による風水害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強い村づくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

本村は、急流河川、急傾斜地が多く、豪雨に際して土石流、氾濫等の被害にみまわれ、護岸崩壊や沿線の農地などへの被害が発生するおそれがある。

河川改修については、国・県などの関係機関と連携を図り、河川整備と安全の確保に努めてきたが、今後も、危険箇所の把握と河川管理に努め、治山事業と河川改修を推進する。

(2) 実施計画

ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

エ 風水害に強い村土の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

(ア) 当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる大河川の整備、及び時間雨量50mmの降雨に対する河川の整備を推進する。

(イ) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

(エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観への配慮をする。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 風水害に強い村づくり

(1) 現状及び課題

居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、一層風水害に強い村づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 風水害に強い村づくり

(ア) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設で災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域の指定を受けた警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

(ウ) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

(エ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。

(オ) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(カ) 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強い村を形成する。

- a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
- b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
- c 河川について築堤、河床掘削等の河道の整備の推進
- d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機

能の確保

- e 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項の確定
 - f 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置の実施
 - g 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な村土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - h 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者への周知
 - i 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、急傾斜地防止施設等の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策の推進
 - j 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設、要配慮者利用施設及び医療機関等に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - k 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進
また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検の実施
 - l 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成施設の整備
 - m 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きい老朽ため池等の補強対策や統合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - n 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- イ 風水害に対する建築物等の安全性
- (ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - (ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵

守の指導等に努める。

(エ) 強風による落下物の防止対策を図る。

(オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) 上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

エ 災害応急対策等への備え

(ア) 本編第3章、第4章に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築、災害対策本部組織の充実を図る。

(イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。

(エ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(カ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

資料編	・ 村内危険箇所 (P. 1453)
	・ 砂防法による指定 (P. 1454)
	・ 土石流危険渓流 (P. 1454)
	・ 重要水防箇所一覧 (P. 1455)
	・ ため池一覧 (P. 1456)

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」別表「6 警報等伝達系統」により、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。
- (3) 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (4) 村及び県は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (6) 村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (7) 村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 村及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
 - ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての県や近隣の地方自治体との連携体制の整備
- (3) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 本村は既に防災情報を網羅したマップを作成している。今後、防災関連情報のデータベース化や地理情報システムの構築も図るよう努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施し、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。
- ウ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究する。
- エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- オ 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- カ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- キ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知に努める。また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整

理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 有線放送への加入促進を図るとともに、同報系防災行政無線の設置を検討する。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

エ 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 衛星携帯電話、移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ エルシーブイ株式会社との連携により、コミュニティエフエムを活用した災害緊急放送による住民への情報の提供を図る。また、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

4 安否情報の提供体制の整備

村は、安否情報の照会・回答手続及び照会者の範囲・確認方法を検討し、住民への周知を図る。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

イ 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。

エ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、県及び市町村との相互応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化に努める。

(2) 実施計画

災害対策基本法第16条に基づき、原村防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

資料編 ・原村防災会議委員名簿 (P.1305)
・原村防災会議条例 (P.1311)

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災中枢機能を果たす施設の整備、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

イ 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

機関名	施設名	所在地
災害対策本部設置施設	村役場庁舎	原村6549—1
物資輸送拠点	原村中央高原屋内ゲートボール場	原村17217—1729
	原村社会体育館	原村12087
災害対策用ヘリポート	縦の木荘グラウンド	原村17217—1729
	原小学校グラウンド	原村6585
	原中学校グラウンド	原村6656
村内医療機関	原村国保診療所	原村6649—3 (0266—79—2716)
	厚生連富士見高原医療福祉センター 中新田診療所	原村13221—2 (0266—70—1331)
	大槻医院	原村15739—2 (0266—79—7628)

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災

害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

ウ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

資料編	・避難施設一覧 (P. 1435)
	・医療機関一覧 (P. 1447)
	・災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449)

第5節 広域相互応援計画

第1 基本計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関相互等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 3 県内消防本部による、消防相互応援協定に参加する。
- 4 県外他市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 村と県が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

イ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

ウ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

エ 村は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

本村は、災害時における応援協力体制について県内全市町村が参加する「長野県市町村災害時相互応援協定」及び、諏訪広域圏内市町村が参加する「諏訪広域市町村圏災害時の相互応援

協定書」を締結している。

村は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

イ 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、本村が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。

ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

<p>資料編 ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325) ・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331) ・ 緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道 応急連結管に関する協定書 (P. 1372)</p>

3 県内消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

本村は、「長野県消防相互応援協定」に加盟し、南信地域に所属している。本協定の地域内市町村間の連携強化を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

ア 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

イ 各消防本部における、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

ウ 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

<p>資料編 ・ 長野県消防相互応援協定書 (P. 1328)</p>

4 県外他市町村との相互応援協定

(1) 現状及び課題

大規模災害発生時には、近隣市町村も同時に被災し、また、県内機関の機能が一時麻痺する可能性もあるため、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会による「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」を締結した。他県等遠方の市町村との迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努めることが必要である。

(2) 実施計画

迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図れるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

<p>資料編 ・ 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書 (全国小さくても輝く自治体 フォーラムの会加入町村) (P. 1383) ・ 災害時における相互応援協定書 (宮城県南三陸町) P. 1406)</p>
--

5 公共機関及びその他事業者との応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、平常時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

資料編	・災害時の医療救護活動に関する協定書（諏訪郡医師会）（P. 1337） ・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）（P. 1342） ・災害発生時における原村と原郵便局等の協力に関する協定（原郵便局・富士見郵便局・茅野郵便局）（P. 1345） ・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書（諏訪中央病院組合）（P. 1350） ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（信州諏訪農業協同組合）（P. 1357） ・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（茅野市諏訪郡歯科医師会）（P. 1362） ・災害時における応急措置に関する協定書（原村建設事業共同組合）（P. 1367） ・災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ株式会社）（P. 1369） ・災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書（長野県建築士会諏訪支部）（P. 1376） ・災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング株式会社）（P. 1378） ・災害時における応援協力に関する協定書（諏訪生コン協同組合）（P. 1385） ・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（長野県石油商業組合、同諏訪支部）（P. 1387） ・災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書（長野LP協会諏訪支部、長野県LPガス協会）（P. 1389） ・災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書（日本建設機械レンタル協会長野支部）（P. 1392） ・災害等発生時における遺体搬送に関する協定書（全国霊柩自動車協会、長野県トラック協会霊柩部会）（P. 1395） ・大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定（東日本旅客鉄道株式会社）（P. 1398） ・災害時における災害救助犬出動に関する協定書（救助犬訓練士協会）（P. 1402） ・防災・減災に関する応援協定（日本財団）（P. 1408） ・大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定（学校法人中野学園）（P. 1410） ・災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書（興亜化成株式会社、HARIO株式会社）（P. 1413） ・災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書（中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所）（P. 1416）
-----	--

6 村と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と村は「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

県は、大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していく。

広域防災拠点（諏訪ゾーン・諏訪広域）

拠点の種類	施設名	所在地	管理者
・救助活動拠点 ・航空搬送拠点 ・広域物資輸送拠点	茅野市運動公園 陸上競技場 茅野市運動公園	茅野市玉川 500 番地	茅野市
・救助活動拠点 ・航空搬送拠点	赤砂崎公園	下諏訪町字赤砂崎10944番地	下諏訪町
・救助活動拠点	鳥居平やまびこ公園	岡谷市字西山	岡谷市
・救助活動拠点	岡谷湖畔公園	岡谷市湖畔一～三丁目、湊一・二丁目、南宮三丁目	岡谷市
・広域物資輸送拠点	岡谷市民総合体育館	岡谷市南宮 3-2-1	岡谷市
・進出拠点 ・備蓄拠点	諏訪地域振興局	諏訪市上川 1-1644-10	諏訪地域振興局
・航空搬送拠点	諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	諏訪赤十字病院

(2) 実施計画

ア 村は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

イ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

別表

相互応援協定等締結状況

協定名	締結年月日	締結機関	締結内容
長野県市町村災害時相互応援協定	H 8. 4 / 1	県内全市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資等の提供及びあつせん <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ・救援及び救助活動に必要な車両等 ・ごみ、し尿処理のための車両及び施設 ・被災者の一時収容のための施設 ・火葬場 2 人員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・救護及び応急措置に必要な職員 ・消防団員 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 ・ボランティアのあつせん ・児童・生徒の受入れ 4 1～3に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書	H 7. 8 / 22	構成6市町村 (岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器材又は物資の提供 2 生活必需品及びその補給に必要な資器材の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員等の応援 5 1～4に定めるもののほか、特に要請がある事項
長野県消防相互応援協定書	H 8. 2 / 14	県内全消防本部 (一部事務組合、広域連合を含む。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防応援 2 救助応援 3 救急応援 4 その他の応援
災害時の医療救護活動に関する協定書	H 8. 4 / 1	原村、諏訪郡医師会	<p>医療救護班の編成及び派遣 〔医療救護班の任務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・傷病者に対する応急処置 ・死者の検案 ・その他必要な処置
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	H15. 3 / 25	原村、茅野市諏訪郡歯科医師会	<p>歯科医療救護班の編成及び派遣 〔歯科医療救護班の任務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科傷病者の収容歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・歯科傷病者に対する応急処置 ・死体の確認及び検案 ・その他必要な処置

災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約書	H12. 4 / 1	原村、諏訪中央病院組合	災害用備蓄医薬品及び医療器材の調達保管業務について
災害用備蓄医薬品の補充に関する覚書	H18. 2 / 1	原村、諏訪中央病院組合	保管する薬品の使用期限切れに係る報告及び薬品の補充並びにその費用負担について
災害時における応急措置に関する協定書	H17. 2 / 1 H27. 6 / 1	原村、原村建設事業共同組合	災害時における人員、資機材等、応急対策への協力
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	H10. 12 / 15	原村、信州諏訪農業協同組合	災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する事項の協力
災害発生時における原村と原郵便局等の協力に関する協定書	H29. 12 / 8	原村、原郵便局・富士見郵便局・茅野郵便局	1 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援助対策に関すること。 2 原郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用に関すること。 3 原村が所有し、又は管理する施設及び用地の救助用小包集積場所等としての使用に関すること。 4 避難所への郵便差出箱の設置に関すること。 5 被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関すること。 6 1～5に掲げるもののほか、特に要請があった事項
原村と原郵便局等における安心・安全確保に関する協定	H29. 12 / 8	原村、原郵便局・茅野郵便局・富士見郵便局	原郵便局が収集した次の情報の提供と協力 (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合 (2) 道路の異状を発見した場合 (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	H18. 10 / 23	原村、エルシーブイ株式会社	災害時における緊急放送
緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定	H19. 8 / 24	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	災害時における応急給水のための連結管設置
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	H30. 10 / 31	原村、一般社団法人長野県建築士会諏訪支部	村の指定する避難施設に対して、応急危険度判定の実施
災害時における救援物資提供に関する協定書	H23. 2 / 16	原村、北陸ココ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資提供及びメッセージボード搭載自動販売機の運用による災害時の飲料等供給・情報提供
災害時における救援物資提供の実施に関する覚書	H23. 9 / 16	原村、北陸ココ・コーラボトリング株式会社	メッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機の管理等について
災害発生時の情報交換に関する協定	H23. 4 / 11	原村、国土交通省関東地方整備局	災害発生のおそれがある場合、災害時における相互の情報交換及び情報交換員の派遣

風水害対策編 第2章第5節
広域相互応援計画

災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H24. 5/26	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会	災害時における応急対策及び復旧対策の相互応援
災害時における応援協力に関する協定	H24. 11/28	諏訪生コン協同組合	消火用水及び資材用砂・砂利等の供給、重機（オペレーター付）の提供、無線車による連絡網の確保、工場敷地の提供
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	H25. 3/28	長野県石油商業組合、長野県石油商業組合諏訪支部	緊急車両等への優先給油、指定施設への優先提供、物資の供給及び要員の動員、一時休憩所としての施設の提供等
諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定	H26. 3/20	諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会	被災した市町村等に対する医療救護の応援活動
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	H26. 3/26	原村、長野LP協会諏訪支部、長野県LPガス協会	LPガスに係る保安の確保、避難所・公共施設等災害対策上重要な施設・応急仮設住宅に対するLPガスの供給に関する協力
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	H27. 3/27	原村、日本建設機械レンタル協会長野支部	応急対応に必要な資機材のレンタルに関する協力
災害等発生時における遺体搬送に関する協定	H28. 3/18	原村、全国霊柩自動車協会、長野県トラック協会霊柩部会	霊柩自動車による遺体搬送に関すること
大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	H28. 3/18	原村、東日本旅客鉄道株式会社	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関すること
災害時における災害救助犬出動に関する協定	H28. 3/25	原村、特定非営利活動法人救助犬訓練士協会	災害時における災害救助犬出動に関すること
災害時における相互応援協定	H28. 5/2	原村、宮城県南三陸町	災害時における相互応援
防災・減災に関する応援協定	H29. 3/17	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、公益財団法人日本財団	防災・減災対策の実施に関すること
大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	H29. 3/30	原村、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互協力に関すること
長野県防災行政無線の管理運用に関する協定	H30. 3/16	原村、長野県	役場内の長野県防災行政無線設備の設置、管理及び運営に関すること
災害時における避難所等施設利用に関する協定	H30. 5/1	原村、学校法人中野学園	災害時における施設利用に関すること
災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定	H30. 7/12	原村、興亜化成株式会社、HARIO株式会社	災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関すること

災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	H31. 3 / 22	中部電力株式会社 電力ネットワーク カンパニー諏訪営業所	災害時における電力供給等の相互連携協定に関すること
災害に係る情報発信等に関する協定	R 1. 11 / 1	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関すること。
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	社会福祉法人誠心会	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	有限会社宅幼老所とみさと	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	社会福祉法人ひなたぼっこ	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	社会福祉法人りんどう信濃会	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	R 2. 3 / 23	大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に関すること

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、原村国保診療所をはじめとする村内医療機関及び諏訪中央病院と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、災害の規模によっては、県計画の二次医療圏の地域災害医療センター（諏訪赤十字病院）等へ協力を依頼する。

この他、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関とともに正確に把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 原村国保診療所を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、救助救急車両の整備及び運行は諏訪広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。

消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

イ 大規模・特殊災害に対応できるような高度な技術・資機材を有する救助隊の整備、救急救命士の計画的配置の推進に努める。

ウ 消防団詰所、公民館に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自治会を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、「災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書」に基づき諏訪中央病院組合に保管業務の委託を行っている。村は、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制の確保について、諏訪中央病院組合とあらかじめ協議を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 諏訪中央病院組合における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。また、定期的な在庫確認を行う。

資料編 ・ 災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1350) ・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)

イ 近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

ウ 診療所等における医療品等の備蓄を図る。

3 災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 実施計画

災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心に、各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、原村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成、任務等

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連携

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

エ 関係機関の協力を得て、原村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時の医療救護活動に関する協定書（諏訪郡医師会）（P. 1337）・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）（P. 1342）・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書（諏訪中央病院組合）（P. 1350）・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（茅野市諏訪郡歯科医師会）（P. 1362）
--

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

令和3年1月1日現在の本村の消防体制は、諏訪広域消防本部及び消防団が4分団、消防団員定数200名である。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村消防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の確保を図るとともに、その近代化を促進するため、各分団管理の小型動力ポンプ等の旧式からの更新により、消防力の強化を図る。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の指針」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

エ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から諏訪広域消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

オ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及・啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

カ 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

キ 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないこ

とが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

ク 住民及び自主防災組織が実施する計画

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の設置の実施等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本村は44.8%が森林であり、なだらかな高原状の地形を有しているが、河川は急峻で川幅が少ないため、集中豪雨や台風通過時の際には弓振川をはじめとする河川の上流に山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい特性を持っている。

こうした状況にかんがみ、大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める。

(2) 実施計画

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア 消防団の確立・整備

イ 水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項

(ア) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備

エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

オ 河川ごとの水防工法の検討

カ 居住者への立退きの指示体制の整備

キ 洪水時等における水防活動体制の整備

ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

ケ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

コ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

サ 水防訓練の実施（年1回以上）

(ア) 水防技能の習熟

(イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及・啓発

(ウ) 発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

ア 浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導

等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

資料編	・水防倉庫備蓄資材一覧 (P. 1440)
	・重要水防箇所一覧 (P. 1455)

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域による養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策の一層の充実を図る。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、「災害時住民支え合いマップ」の整備による支援協力体制の確立や、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 4 要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難行動要支援者名簿の作成

村は、総務課と保健福祉課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は次の事項に該当する者とする。

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- c 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 上記以外で村、区及び自治会が支援の必要を認めた者

(イ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

また、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の提供

村は、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、避難支援等関係者は、区長・自治会長及び民生・児童委員とし、当該名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 要配慮者支援計画の作成

村における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

エ 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに

に、災害発生に備え、安全を確保するための災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、アイリス、さくらの等の社会福祉施設との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ 避難所における要配慮者支援体制の整備

村は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、県の災害派遣福祉チームを受け入れられる体制を整備し、保健医療関係機関と連携して要配慮者への支援体制の整備に努める。

オ 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を促進する。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア団体や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者についても状況把握に努める。

キ 要配慮者の態様に配慮した「災害時住民支え合いマップ」の策定

要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、要配慮者の個々の態様に配慮した「災害時住民支え合いマップ」を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

なお、「災害時住民支え合いマップ」の策定にあたっては、地域の支え合いによる支援が發揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、区（自治会）、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

ク 「災害時住民支え合いマップ」等の活用

「災害時住民支え合いマップ」については、村防災・福祉担当及び自主防災組織や要配慮

者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

ケ 災害発生時等の支援協力体制の整備

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民（区長・自治会長）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

3 社会福祉施設等対策

(1) 現状及び課題

本村においては、原村地域福祉センター、はらむら悠生寮、アイリス、さくらの、原村社協地域活動支援センター等の社会福祉施設を有する。これらの施設の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための職員等による組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講じる必要がある。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

(2) 実施計画

ア 非常災害時の整備

村及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

イ 防災設備等の整備

村は、社会福祉施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの整備を図る。

ウ 組織体制の整備

村は、社会福祉施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの整備を図る。

エ 防災教育・防災訓練の実施

村は、社会福祉施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの充実強化を図る。

オ 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等につ

いて、定期的に確認するよう努める。

カ 応援体制及び受援体制の整備

村は、社会福祉施設の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出勤等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの整備を図る。

キ ホテル・旅館等の確保

村は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるような調整や協定の締結等に努める。

4 外国籍住民、外国人旅行者、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 外国籍住民の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

観光客や外国籍住民に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

エ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出勤等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

カ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

本村区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等の整備を図る。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両」という。）の事前確認を行い、災害発生時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本村の道路は、茅野北杜葦崎線が横断し、各集落を結ぶ県道が他市町へ連絡している。ほ場整備事業もおおむね完了しているが、今後さらに現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は警察と連携して、適切な交通規制によって効率的な運用を図る必要がある。

(2) 実施計画

茅野警察署と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

資料編 ・災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449) ・緊急確保路線 (P. 1449)
--

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア ヘリポート等を資料編に掲げる場所に設定する。なお、これらの施設は、すべて避難所に指定されているため、エリアの区分けをしておく。

イ 自らが被災した場合は勿論、隣接市町が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

ウ 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を整備する。

イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

ウ 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

4 緊急通行車両の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、二次災害を防止するためにも、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が、円滑・迅速に実施され、応急対策車輛が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておくことが必要である。

(2) 実施計画

災害時の円滑な緊急輸送を行うため、緊急輸送車両等の事前届出事務を行う等、緊急通行車両の確認体制を確立する。

資料編 ・ 緊急輸送車両確認申出書及び標章 (P. 1451)

第10節 障害物の処理計画

第1 基本計画

法面の崩壊、河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて放置車両等の障害物により、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な技術者を確保する体制を整備する。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき基幹道路の管理は、県又は村が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

- ア 建設事業協同組合と協議し、体制を整備する。
- イ 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害除去対策の整備を図る。
- ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- エ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。

第11節 避難収容活動計画

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講じることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じることがあり、生命に危険が及ぶような場合には、危険区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所・指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所・指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想されるため、きめ細かな避難計画が必要とされる。

(2) 実施計画

ア 避難勧告・避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の基準の策定等

(ア) 避難準備情報伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

(イ) 避難勧告・避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者・高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(ウ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(エ) 村及び県は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

イ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- (ア) 避難勧告・避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法
- (イ) 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する判断基準及び伝達方法
- (ウ) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (エ) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- (オ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給

- e 負傷者に対する救急救護
- (カ) 指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難の受入の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
- (キ) 広域避難地等の整備に関する事項
 - a 収容施設
 - b 給水施設
 - c 情報伝達施設
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○住民に対する巡回指導 ○防災訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ○有線放送、広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○区（自治会）を通じた広報

ウ 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の所在、支援の要否等の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

- (ア) 所在、支援の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び避難行動要支援者の行動計画
- (カ) 個人情報の保護に配慮した情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、避難行動要配慮者利用施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

また、村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

エ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

オ 住民が実施する計画

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか
(テレビ、ラジオ、インターネット等)

c 家の中でどこが一番安全か

d 救急医薬品や火気などの点検

e 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか

f 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路はどこにあるか

g 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出し袋はどこに置くか

h 家族間の連絡方法と最終的に落ちあう場所をどこにするか

i 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

カ 企業等において実施する計画は次の通りとする。

(ア) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄に努める。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性の確保及び要配慮者に配慮した、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、指定緊急避難場所、指定避難所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア 指定避難場所・指定避難所を指定し、「村地域防災計画」に明記しておく。

イ 次に掲げる事項に留意のうえ、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定を行う。

(ア) 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）を選ぶこと。

- (イ) 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の安全性に特に配慮すること。
 - (ウ) 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。
 - (エ) 上記をもとに、指定緊急避難場所、指定避難所の適正配置について十分留意すること。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。
- エ 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と避難場所の相互提供等について協議しておく。
- オ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生・感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から総務課と保健福祉課が連携し、検討するよう努める。
- カ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等通信機器の他、空調、洋式トイレ等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- キ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。
- ク 指定緊急避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。
- ケ 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の住民への周知徹底に努める。
- コ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
- また、指定避難所では生活が困難な避難行動要支援者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。
- なお、災害発生時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- サ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- シ 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所・指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。
- ス 長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- セ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ソ 他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

資料編 ・ 避難施設一覧 (P. 1435)

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所・指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 周辺市町村から要請のあった場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

風水害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園、保育所（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体确保安全に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即した適切な避難対策をたてておく。

ア 防災計画

(ア) 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

(イ) 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに村教育委員会又は村保健福祉課に報告するとともに教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、おおむね次の事項を定めておく。

- a 災害対策に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 災害時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

イ 施設、設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害によりどのような破損になりやすいかに留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

(イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。

- a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
- b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

原村中央高原地域は、村中心部から遠距離にあり、夏場シーズン中には、別荘等滞在者及びペンション等宿泊施設利用客が多く、別荘永住者も多くなっている状況で、災害時には一時的な孤立地域の発生が予想されることから、対策が必要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から、把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備しておく。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となりうる公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。
- 7 エルシーブイ回線の拡張を推進するとともに、同報系防災行政無線の設置を検討する。

第3 計画の内容

- 1 通信手段の確保
 - (1) エルシーブイ回線の拡張を推進し、有線放送の加入促進に努める。
 - (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
 - (3) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。
 - (4) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。
- 2 災害に強い道路網の整備

村道の災害予防対策を推進する。また、住民に対し、道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう啓発に努める。
- 3 孤立予想地域の実態把握
 - (1) 現状及び課題

大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。
 - (2) 実施計画
 - ア 地域の民生・児童委員の協力を得て、高齢者世帯、寝たきりの病人、障がい者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
 - イ 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握し

ておく。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるをえず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になると予想される。このため、一刻を争う人命救助や初期消火活動について、住民による可能な範囲での自主防災活動がきわめて重要であることから、自主防災組織の育成に積極的に取り組んでいく。

(2) 実施計画

- ア 全地区における組織結成を推進する。
- イ 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- ウ 活動用資機材の整備充実を行う。
- エ 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するように努めるとともに、日ごろから近隣者との連携を強化する。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに最低1か所以上の避難所となりうる施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるをえないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

- ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄を行う。
- イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が充分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量の備蓄に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。
- 2 食料の供給について、関係業者と協力を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 4 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄の他、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 平成25、26年度に実施した県地震対策基本調査の結果や外部からの支援が届く時期の想定、村の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。

イ ほかの地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。

ウ 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

エ 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について充分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

オ 住民においては、「自らの安全は自ら守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持出しができる状態で備蓄することを原則とする。また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

カ 企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

備蓄食料や協定等による調達食料を、避難住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を避難住民に供給するための体制を整備する。

イ 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜、ヤカン）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

第14節 給水計画

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制派は、清浄な水の確保が可能な深井戸、河川、プール等にろ過器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、安全性の確保又は飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を強化し、飲料水の供給体制を図る。

第3 計画の内容

- 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

現在、本村には11箇所の配水池があり、そのうち3箇所には緊急遮断弁が設置されている。また、第2配水池には災害時移設可能な給水タンク（10,000ℓ、ステンレス製）を設置している。

今後、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要である。

〈供給区域と水源〉

名称	区 域	水 源
原村上水道	南原、判之木、中新田の一部、払沢の一部、やつがねの一部	第4水源
	大久保、柳沢、八ッ手、中新田の一部、払沢の一部、やつがねの一部、柏木、室内、菖蒲沢、上里	第2、第3水源、第5水源
	原山、別荘地（三井の森、四季の森、八ヶ岳中央高原）、農場	八ヶ岳自然郷、奥野、上の原

(2) 実施計画

ア 水道事業者としての村が実施する計画

- (ア) 配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の耐震化等の整備を行う。
- (イ) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (ウ) 県が実施する事項に協力する。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

イ 住民が実施する計画

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣付ける。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

現在、本村には給水用フィルムタンク400個、給水用タンク（500ℓ）1個、（350ℓ）2個が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想される。

(2) 実施計画

- ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

資料編 ・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本計画

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。また、備蓄・調達品目において、アレルギー対策及び感染症対策等を考慮する。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- (3) 炊事用具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）
- (8) 感染症対策用品（マスク、消毒液等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

村は、信州諏訪農業協同組合と「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結している。

(2) 実施計画

ア 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

イ 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

ウ 住民は、災害に備えて、第1「1 災害時の主な生活必需品」に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。

資料編 ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (P. 1357)
・災害時における救援物資提供に関する協定書 (P. 1378)
・災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書 (P. 1413)

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。

イ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するように努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

風水害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

危険物等の施設においては、災害発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安管理教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入り検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

イ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

第17節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

水道事業者等としての村は、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保のため、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、「長野県市町村災害時相互応援協定」により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- (1) 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、施設整備の推進を図る。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (3) 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- (4) 復旧資材の備蓄を行う。
- (5) 水道管路図等の整備を行う。

資料編	・指定給水装置・排水設備工事事業者一覧 (P. 1307)
	・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)

第18節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害時において、機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、応急対策等により復旧に努め、各家庭からの流入管渠の確保及び流入汚水の適切処理を図る。

第2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。

第3 計画の内容

1 公共下水道の現状

本村における公共下水道の現状は、次のとおりである。

名	称	面積 (ha)	認可年度
特定環境保全 公共下水道	原第1処理区、原第2処理区	293.5	昭和60年度

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等ができるように備える。

第19節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講じる。

第2 主な取組み

- 1 緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

ア 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

イ 通常の状態における通信連絡、災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

- (ア) 村防災行政無線
- (イ) 県防災行政無線
- (ウ) NTT電話
- (エ) 有線放送
- (オ) ホームページ

(2) 実施計画

ア 有線放送（告知放送）、有線通信（電話）の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、庁内及び村出先機関はもとより、村以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局の選定を検討する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

イ 非常時における通信の確保

(ア) 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、電話回線をあらかじめ東日本電信電話株式会社に災害時優先電話として登録している。

村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図る。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

(イ) 防災相互通信用無線の利用

本村は防災相互通信用無線局を設置しており、北信地域、松本地域、諏訪地域などで、無線局を設置している市町村と連絡をとることができるため使用方法等について平素から職員等に周知を図る。

(ウ) 公衆電気通信施設の利用

災害時においては、災害に関係した緊急措置を要する内容の電報又は公衆電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常通話（電報）」又は「緊急通話（電報）」としていかなる通信よりも優先して取扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に関係した緊急措置を求めるものでなければならない。

(エ) 非常通信の利用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又は、これを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

(オ) 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において村の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署、鉄道事業、電力事業等の専用の優先通信設備又は無線設備を利用して通信することができるので、平素から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておく。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 県防災行政無線

村、県及び防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、県庁、合同庁舎及び村等の間に地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線が整備されている。

イ 村防災行政無線

本村においては、移動系が整備されている。今後、設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

(2) 実施計画

設備の風水害への安全性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

また、通信施設の更新にあたり、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用など、デジタル化の検討を行う。

3 電気通信施設災害予防（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。

また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 被災状況の早期把握

村及び県防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。

(イ) 通信システムの高信頼化

a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。

b 主要な交換機を分散設置するものとする。

c 通信ケーブルの地中化を推進するものとする。

d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送株式会社

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ 株式会社長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定し、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設けるものとする。

(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備えるものとする。

(ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

エ 株式会社テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見

直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送株式会社

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生又は発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出及び受信を確保し、防災及び取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送株式会社

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ エルシーブイ株式会社

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、以下の措置をとっている。

(ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド

自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。

(イ) 線路設備

各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。

(ウ) 非常災害訓練

非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

(2) 実施計画

ア 日本放送協会（長野放送局）

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進するものとする。

イ 信越放送株式会社

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ 株式会社長野放送

(ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。

(イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。

(ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ 株式会社テレビ信州

(ア) 災害復旧及び取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。

(イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 長野朝日放送株式会社

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。

(ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加

(イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線の確保

(ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 長野エフエム放送株式会社

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行うものとする。

(ア) 地下受電設備の浸水対策の推進

(イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。

(ウ) 演奏所電源系改修の実施

(エ) STL非常回線の設置を検討

(オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

キ エルシーブイ株式会社

(ア) 演奏所や無停電電源装置、発電機などの機器について定期的な点検を行い、老朽化しているものについては、更新するなどの対応を行うものとする。

(イ) 災害復旧及び取材活動における通信手段として整備したMCAについて、その使い方の習得及び運用方法について検討する。

(ウ) 災害発生時の対応について策定した「大規模災害放送対応マニュアル」については、毎年、年度当初に見直すものとする。

5 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

- ア 県警本部は通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 県警本部は被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- ウ 県警本部は災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- エ 県警本部は無線中継局及び無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

第20節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 被災者及び住民等に対する情報の提供は、災害対策本部から有線放送及びホームページにより行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。

イ 被災者及び住民等からの問い合わせ等は、専用の窓口や専用電話、FAX、パソコン（インターネット）を設置し、本部職員が専属で対応できる体制の整備を図る。

ウ CATV、エルシーブイFM、有線放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

エ 災害情報共有システム（Lアラート）、ホームページ・緊急メール等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

オ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及・啓発に努める。

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

資料編 ・原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定 (P. 1369)

- 2 報道機関への情報提供

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を総務班に置き、窓口を經由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、公共情報 commons の運用をはじめとする放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 広報の方法及び内容

広報は、各種情報をいち早く住民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要な事項である。避難準備情報の発表、避難勧告又は指示、二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、救護所や医療機関の状況、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害等、被災者のニーズを把握し、有線放送を利用するほか、ホームページ、緊急メール、広報車による巡回、広報紙の発行等により伝達する。

第21節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本村においては、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講じる。

特に、近年要配慮者関連施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあることから、土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

第2 主な取組み

土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。

第3 計画の内容

1 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

本村における山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区0箇所、崩壊土砂流出危険地区0箇所である。

(2) 実施計画

山地災害危険地区については、県により毎年見直し調査がされており、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意されている。加えて、平成26年度から航空レーザ測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。今後も、調査点検については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に協力し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていく。

2 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本村周辺には、糸魚川―静岡構造線があり、一部で土石流が発生しやすい土地がある。本村における土石流発生危険溪流は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 土石流危険溪流 (P. 1454)

(2) 実施計画

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布しその他必要な措置を講じる。

住民は、土石流危険溪流についての知識を深めるとともに、安全な指定緊急避難場所の確認をしておく。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。なお、本村の急傾斜地崩壊警戒区域は4箇所である。

資料編 ・ 砂防法による指定 (P. 1454)

(2) 実施計画

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ 避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

オ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

カ 住民は、日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

4 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本村の土砂災害警戒区域指定箇所は6箇所である。そのうち、特別警戒区域は3箇所、警戒区域は3箇所である。

(2) 実施計画

ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講じる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(イ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講じる。

(ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。

(イ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

第2.2節 防災むらづくり計画

第1 基本方針

役場、原村小・中学校の一带は、整備された公共施設が集積し、駐車場やグラウンドなどのオープンスペース（空地）も充実しており、防災的にも安全な空間が形成されている。

今後は、その他の住宅地においても、総合的な対策を推進して、安心して住めるむらづくりを進める。

第2 主な取組み

避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

避難路、延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から道路、公園緑地等の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- (1) 高齢者等の要配慮者に対する安全性確保
- (2) 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した道路網の形成

2 実施計画

- (1) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、公園の積極的な整備に努める。
- (2) 村道について、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な道路整備に努める。

第23節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防災対策を講じる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の災害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

また、出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講じる必要がある。それに加え、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- オ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- カ 土砂災害警戒区域指定を考慮しつつ、がけ地近接等危険と判断できる住宅については、移転の推進を図る。

2 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は原村文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における指定文化財については風水害対策とともに防火対策にも重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

- イ 防災施設の設置を促進する。
- ウ 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P. 1461)

第24節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害の発生により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。この対策として、構造物・施設等は風水害に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

- 2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために本村は、原村建設事業協同組合と「災害時における応急措置に関する協定」を締結している。

資料編 ・災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)

(2) 実施計画

関係機関との協力体制を整備する。

第25節 河川施設災害予防計画

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の被災は、多くの人命・財産を失うなど多大な社会的影響を与えることから、新たな施設設備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の風水害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講じる。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の風水害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

資料編	・砂防法による指定 (P. 1454) ・土石流危険溪流 (P. 1454) ・重要水防箇所一覧 (P. 1455)
------------	--

第26節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

本村には9箇所のため池がある。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係受益者の努力により維持され現在に至っているが、いずれも河川の上流にあり、すべて土堰堤のため災害の危険度が比較的高く、洪水等によりため池が決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。県、関係地区等と連携して、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。ため池の貯水機能を保持するため、計画的な浚せつ工事を行う。

また、決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表等減災対策の推進に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

2 実施計画

(1) ため池の規模、施設の構造、改修履歴及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査を行っていくよう努める。

(2) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。

(3) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

(4) ため池ハザードマップの作成を検討する。

(5) ため池管理者、村等との緊急連絡網を作成する。

(6) ため池管理者に対し次のような指導を行う。

ア 災害に備えた監視体制を整備しておき、非常事態が発生した場合には、直ちに村に緊急連絡すること。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況を調査するとともに、村に結果を報告すること。

資料編 ・ため池一覧 (P.1456)

第27節 農林産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、きのこ栽培施設、畜舎等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 諏訪農業農村支援センター等の指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、諏訪農業農村支援センター等の指導により、農作物等災害対策指針を策定し、予防対策の周知徹底を図る。

(2) 実施計画

ア 諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防対策の周知徹底を図る。

イ 住民は、農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てについて県から指導を受けている。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

また、本村のような地勢と気象条件におかれている地域の林業は、絶えず晩霜・低温・日照り等の災害の脅威にさらされているが、災害予防対策・指導を推進し、これらを未然に防止するよう努める。

(2) 実施計画

ア 技術対策

林産物を各種災害から防護するため、村は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

イ 凍霜害対策

林産物を凍霜害から未然に防止するため、常に関係機関から情報を収集し、霜の有無・程度、最低気温の予想及び技術指導等を有線放送、ホームページを通じて関係農家に周知徹底を図る。

ウ その他気象災害対策

干害・ひょう害・寒害等についても予知に努め、規模、程度に応じた対策の早期徹底に努める。

エ 病虫害防除対策

本村は病虫害の侵入をチェックする等、調査を実施しているが、今後も松くい虫等病虫害防除の徹底を図るため、関係団体の協力を得て農作物病虫害の防除推進を図るように努める。

オ 住民は、村が計画的に行う森林整備に協力する。

第28節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

第29節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、村は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

- 1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせた、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓蒙活動を行う。

(ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油

(イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の

- 生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (ウ) 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容
 - (エ) 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
 - (オ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - (カ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - (キ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - (ク) 災害時にとるべき行動に関する知識（気象及び災害情報等の聴取方法、家屋の補強、避難の時期、方法、場所、避難の際の携帯品及び非常時の準備、その他災害の種類、態様に応じた措置等）
 - (ケ) 正確な情報入手の方法
 - (コ) 要配慮者に対する配慮
 - (サ) 男女のニーズの違いに対する配慮
 - (シ) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - (ス) 平常時から住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
 - (セ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - (ソ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - (タ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (チ) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。
- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (ア) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - a 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項
 - c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - (イ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- エ 区（自治会）及び自主防災組織等住民における防災マップ、地区別防災カルテの作成に対

する協力について指導を推進する。

オ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ケ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

コ 地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においては、地区別防災カルテ等の作成・更新に参画する。

サ 住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

a 指定緊急避難場所への立退き避難

b 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

c 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

(ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（有線放送、テレビ、ラジオ、インターネット等）

(エ) 発災時の連絡方法

(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(カ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

(キ) 備蓄食料の試食及び更新

(ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ケ) 地域の防災マップの作成

(コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

シ 企業等においては、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

ス 村は、自助、共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域の防災力を高めるため、地区防災計画の提案手続の検討及び住民への周知を図る。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設、旅館、ホテル、スー

パー等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校、幼稚園及び保育所（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。

そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

- イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - ウ 職員等が果たすべき役割
 - エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
 - オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題
- 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承
- (1) 現状及び課題
 - 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。
 - (2) 実施計画
 - ア 過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。
 - また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行う他、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。
 - イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第30節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

防災関係機関及び住民が参加して、災害予防及び応急対策について総合防災訓練及び県地震総合防災訓練を防災週間にあわせ実施する。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく。

(2) 実施計画

ア 村は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練及び南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

防災週間中にあわせて小・中学校、保育所は毎年実施する。また、地区ごとに4年に1度、役場を中心とした大規模訓練を実施する。

(イ) 実施場所

地区、役場、小・中学校、公民館等

(ウ) 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練及び県地震総合防災訓練を行う。

a 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

b 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせ

て行う。

c 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

d 通信訓練

災害時における円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練を行う。

e 避難訓練

災害時における避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、現地本部等避難所への避難訓練を行う。

f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における村職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的实施も検討する。

g 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。

h 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

i 広域防災訓練

村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

j 複合災害を想定した訓練の実施

村及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

イ 住民は、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ウ 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

(ウ) 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第31節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるようデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制、罹災証明書の発行体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 実施計画

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。

発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害廃棄物の処理体制、周辺の市町との連携・協力等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

また、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

- 2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

村は、村内建設業者、諏訪森林組合及び県に対する木材供給体制を整備しておく。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第3.2節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、自主防災組織の結成を図るとともに、企業等に対しても防災組織の組織化と強化を指導する。

第2 主な取組み

- 1 既存の各地区単位での組織化を促進する。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

本村における令和3年1月1日現在の組織数は14地区となっている。

未組織の地区を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくことが、今後の課題である。

また、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

(2) 実施計画

村は、自主防災組織が未結成の地区に対しては、防災知識の普及・啓発活動とあわせて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、村の自主防災組織の活動環境の整備に関しては、原村自主防災組織防災倉庫整備事業補助金交付要綱により、補助金を交付している。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、この制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

コミュニティ助成事業、村自主防災組織防災倉庫整備事業補助金等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施

設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

イ 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

ウ 自主防災組織の手引きの作成配布等、あらゆる啓蒙手段により自主防災組織の編成を促進強化する。

エ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

各地区の自主防災組織が、発災時に連携のとれた活動を行えるように、日ごろから、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。

ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第33節 ボランティア活動の環境整備計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、村だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 ボランティアの事前登録を、原村災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍県民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多種多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 原村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 原村社会福祉協議会等は、災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

イ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う場の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

災害時には、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

村及び県は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

村は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等と協力して、ボランティアコーディネーター養成研修を実施するなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第34節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握する。
- 2 県等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

第35節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について、防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 村は、県・関係機関・観光施設の管理者等と相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
 - (1) 観光地での災害発生時の県・関係機関・関係団体との連絡体制を整備する。
 - (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
 - (3) それぞれの観光地に起こり得る災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。
- 2 外国人旅行者の安全確保策
 - (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
 - (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
 - (3) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備や非常用電源の確保を図る。

第36節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 基本方針

村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定める。

第2 主な取組み

住民等の提案により村地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第3 計画の内容

- 1 村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 2 村は、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。
- 3 村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。